

埴生地区公共施設建設委員会
第2回 委員会 次第

日 時 平成28年8月25日(木) 午後7時から
場 所 埴生公民館 2階 大講堂

1 委員長あいさつ

2 議事

(1) 配置計画について

(2) その他

3 今後の委員会開催について

第3回委員会

日 時 平成28年9月21日(水) 午後7時から
場 所 埴生中学校 3階 被服室

第4回委員会

日 時 平成28年10月__日() 午後7時から
場 所 _____

埴生地区公共施設建設委員会設置要綱

(目的)

第1条 山陽小野田市立埴生小・中学校並びに埴生公民館、埴生支所及び埴生児童クラブを整備するための基本設計（以下「基本設計」という。）を策定するに当たり、学校、公民館等関係者の意見を聴き、その者と協議するため、埴生地区公共施設建設委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、別表に掲げる者をもって構成する。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長は、教育長をもって充て、副委員長は委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が召集し、その議長となる。ただし、初回の会議は、教育長が召集し、委員長が選任されるまで、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した構成員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取)

第5条 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(協議結果の尊重)

第6条 会議において協議が調った事項については、構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会事務局教育総務課及び社会教育課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

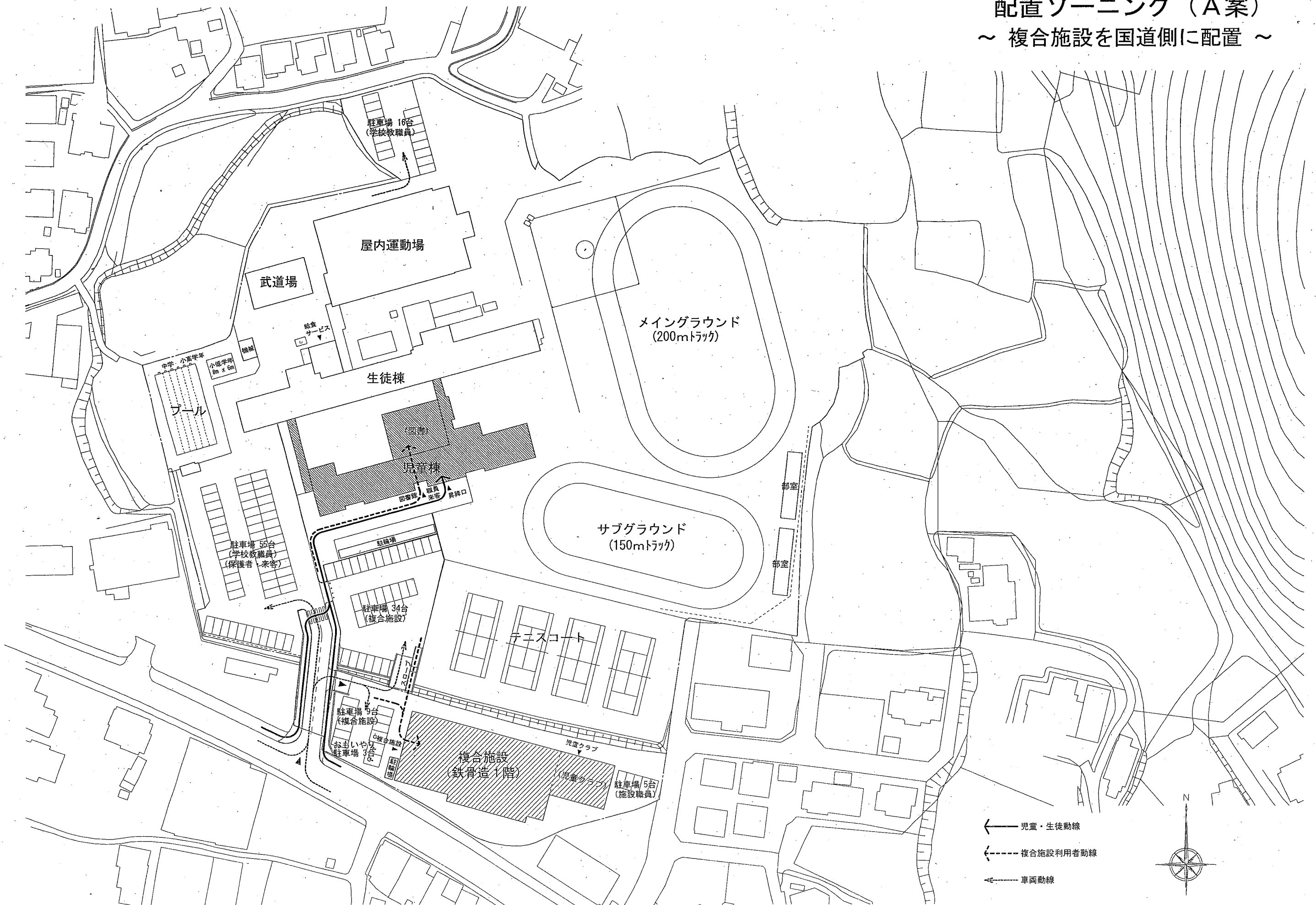
附 則

1 この要綱は、平成28年4月18日から施行する。

2 この要綱は、基本設計が策定されたときに、その効力を失う。

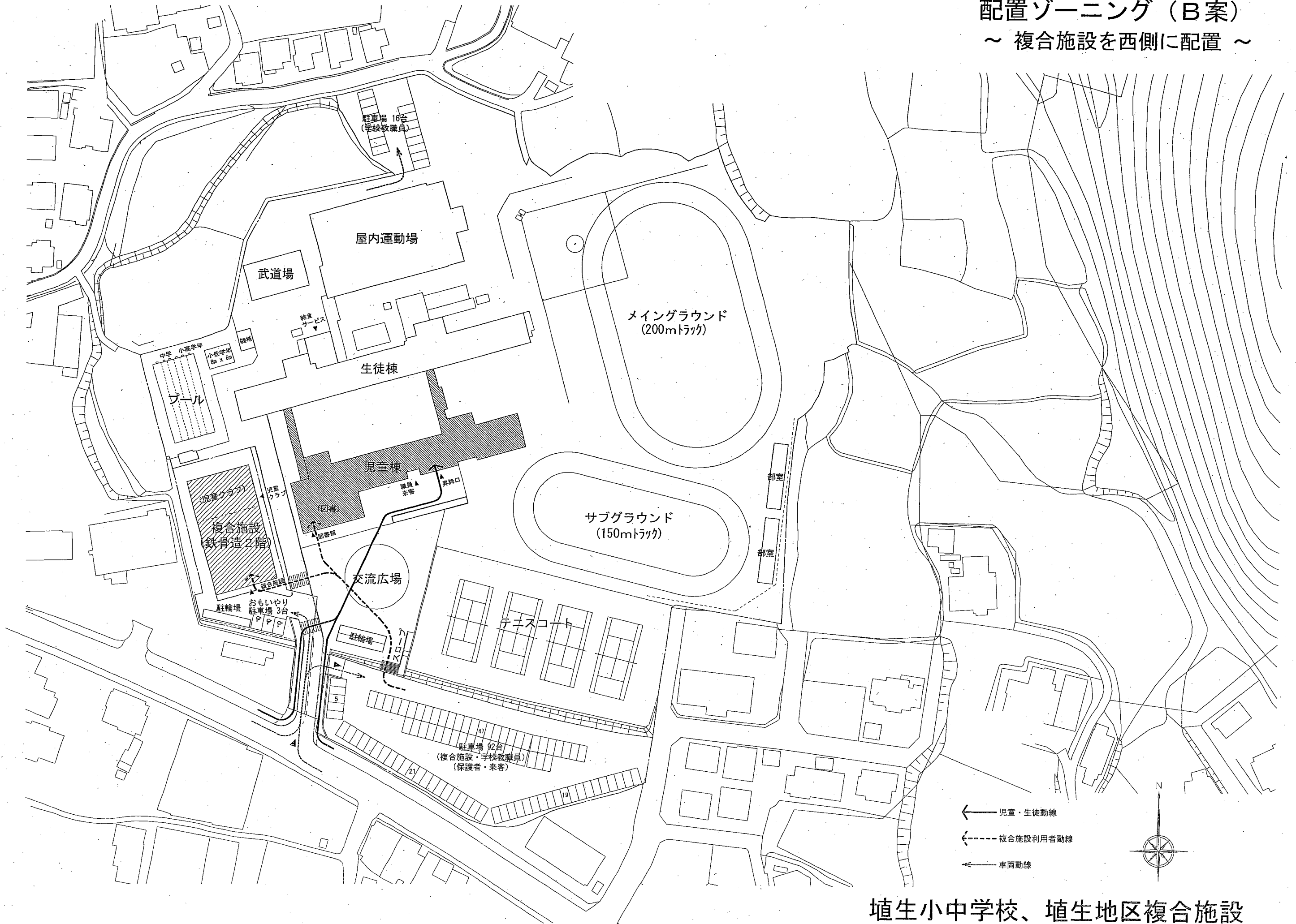
配置の概要	A案 ・複合施設を国道190号沿いに配置した案。	B案 ・複合施設を学校敷地の西側に配置した案。複合施設の用途が学校ではない為、学校敷地に境界線を設け、独立した敷地に複合施設を設置。	C案 ・複合施設と児童棟を一体整備する案。(建物の主たる用途は学校である為、敷地を分ける必要なし。建物内部で明確な用途区分を行う)
施設配置図	<p>■ 複合施設の構成 ・鉄骨造 平屋建て ・全ての室が1階</p>	<p>■ 複合施設の構成 ・鉄骨造 2階建て 2階: 多目的室 1階: 公民館・支所・児童クラブ</p>	<p>■ 複合施設の構成 ・鉄骨造 平屋建て ・全ての室が1階</p>
1. 駐車台数 (複合施設)	○ ・玄関前: 9台 + おもいやり駐車場3台 ・テニスコート横: 34台 ・職員用5台 計 51台	○ ・国道沿い: 92台 (小中学校と兼用) ・玄関前: おもいやり駐車場3台	○ ・国道沿い: 92台 (小中学校と兼用) ・玄関前: おもいやり駐車場5台
2. 駐車台数 (小中学校)	○ ・児童棟西側: 55台 ・敷地北側: 教職員用16台 計 71台 合計 122台	○ ・国道沿い: 92台 (複合施設と兼用) ・敷地北側: 教職員用16台 合計 111台	○ ・国道沿い: 92台 (複合施設と兼用) ・敷地北側: 教職員用16台 合計 113台
3. 進入路の形状	○ ・幅6m車路の両側に幅2.5mの歩道を設置。現状の進入路を改修 (JA側に擁壁設置) し、駐車スペースをより広く確保。	○ ・A案に同じ。	◎ ・幅6m車路の両側に幅2.5mの歩道を設置。現状の進入路を改修せずに、駐車台数と交流広場を確保。
4. 安全性 (歩車道分離)	○ ・アプローチ部分は、歩車道の境界にガードパイプを設置。明確な歩車道分離が可能。	◎ ・A案に同じ。 ・駐車場を南側に集約配置の為、歩車道の分離が明確。	◎ ・B案に同じ。
5. 複合施設の視認性 (アプローチの容易性)	◎ ・国道に面して配置されている為、わかりやすい。 ・複合施設までのアプローチが短い。	△ ・複合施設が学校エリアに配置されている為、わかりにくい。 ・複合施設までのアプローチがやや長い。	△ ・児童棟と一体的構成のため、複合施設としてのわかりやすさに工夫が必要。アプローチもやや長い。
6. 複合施設の利便性 (階構成)	○ ・平屋建ての為、高齢者を含め全てのひとが使いやすい。	△ ・2階建て。一度に多くの人々が利用する多目的室は、建物の構造上、学校図書室を地域開放する場合は、安全対策が必要。	○ ・A案に同じ。
7. 防犯性 (正門への視界)	○ ・児童棟の管理諸室、および複合施設の事務室、双方からアプローチエリアへの視界が確保できる。	○ ・A案に同じ。	○ ・A案に同じ。
8. 防犯性 (学校への不審者侵入)	○ ・学校と複合施設が別棟で離れている為、安全管理が確保できる。 ・学校図書室を地域開放する場合は、安全対策が必要。	○ ・学校と複合施設が別棟の為、安全管理が確保できる。 ・学校図書室を地域開放する場合は、安全対策が必要。	△ ・学校と複合施設が同一建物の為、安全管理上の工夫が必要。
9. 地域コミュニティ確保 (交流広場)	△ ・複合施設と小中学校を明確に分離した配置であると同時に、駐車場が分散している為、まとまった屋外空間が確保できない。	◎ ・児童生徒動線と複合施設利用者動線が交わる交流広場を設置。 ・植生らしさの演出。(記念樹、花壇、モニュメントなど)	◎ ・B案に同じ。
10. 児童クラブの位置	△ ・児童棟から離れており、複合施設北側の通路 (テニスコートの南側) を通ってアプローチする。	○ ・児童棟に近い。 (児童クラブ室の南側採光が確保できない可能性有り)	○ ・児童棟と一体整備。ただし入口は独立。 (児童クラブ室の南側採光が確保できない可能性有り)
11. 学校図書室としての機能的配置	○ ・児童棟や生徒棟からも近く、学びの中心が学校のまんなかになり、学習の場として利用しやすい。	△ ・図書室が児童棟の端部にあり、特に中学生にとっては利用しにくい。	△ ・B案に同じ。
12. 地域図書館としての機能的配置	△ ・図書館を利用する為に、児童棟までの動線が長い。	○ ・図書館が別棟ながらも複合施設に近接している為、利用しやすい。	◎ ・図書館が複合施設に隣接している為、非常に利用しやすい。

配置ゾーニング (A案)
 ~ 複合施設を国道側に配置 ~



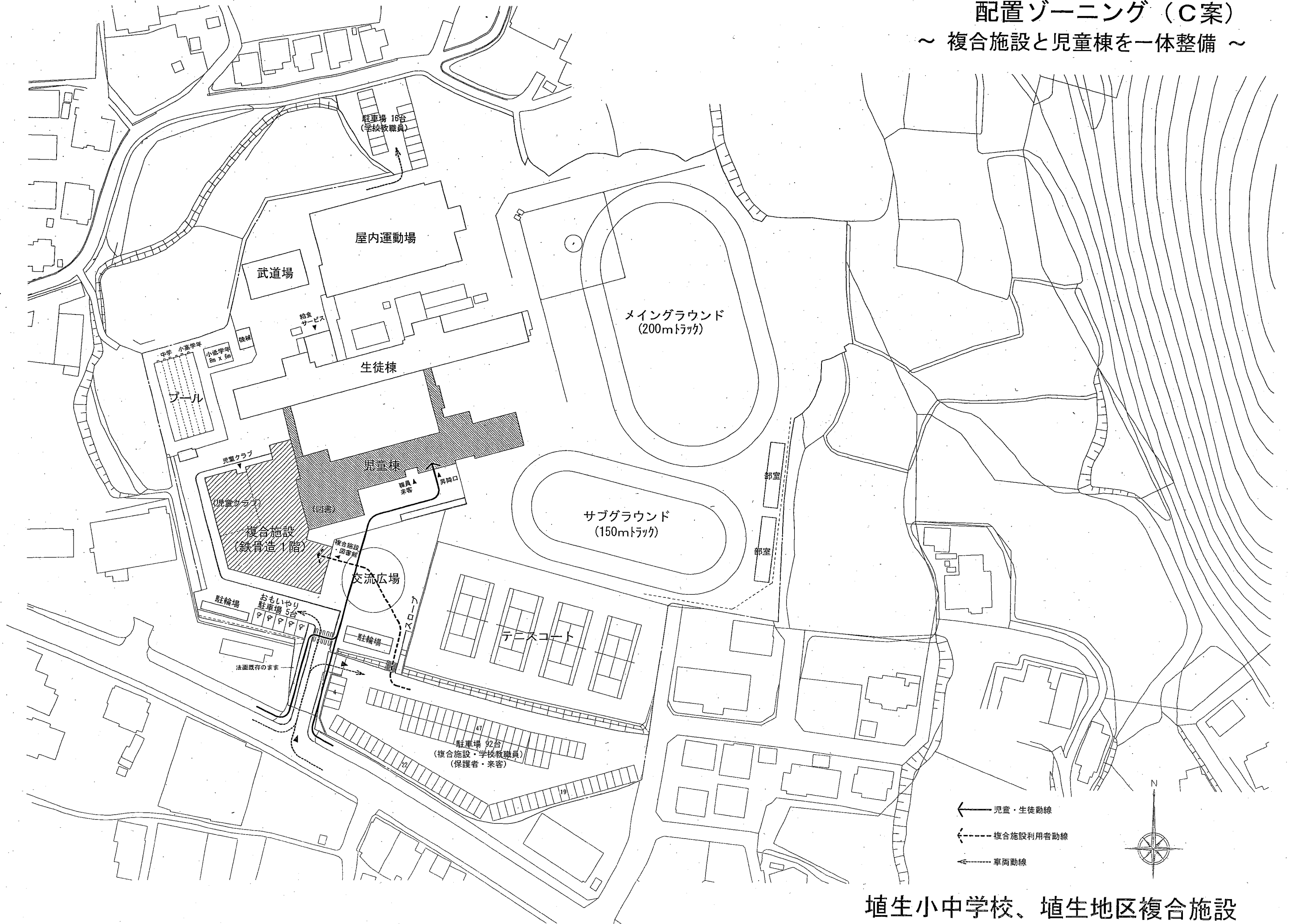
埴生小中学校、埴生地区複合施設

配置ゾーニング (B案)
 ~ 複合施設を西側に配置 ~



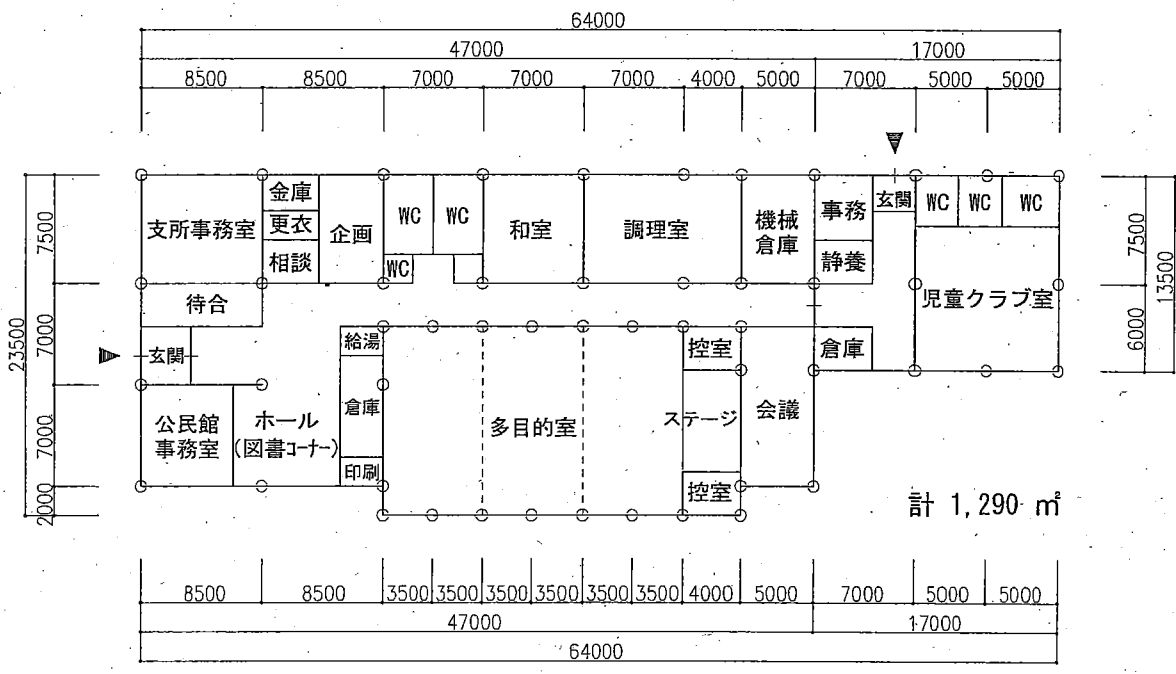
埴生小中学校、埴生地区複合施設

配置ゾーニング (C案)
 ~ 複合施設と児童棟を一体整備 ~

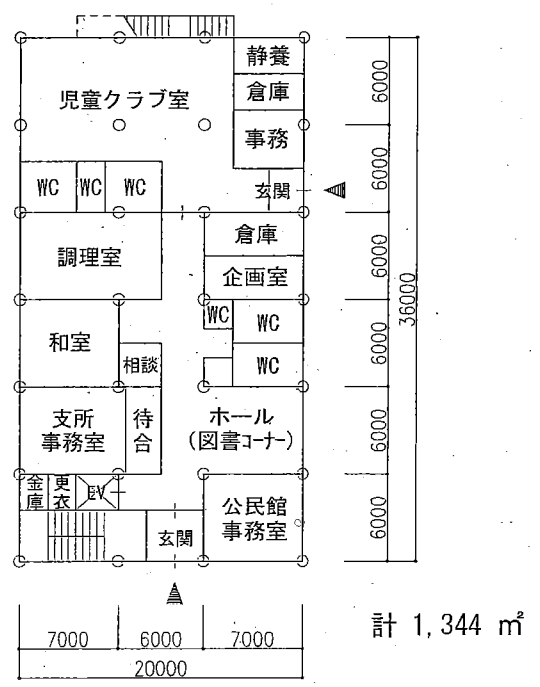


埴生小中学校、埴生地区複合施設

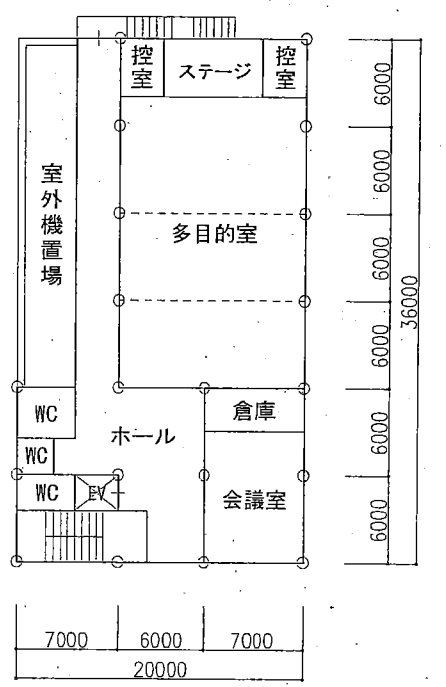
埴生小中学校、埴生地区複合施設 複合施設の各案参考平面図



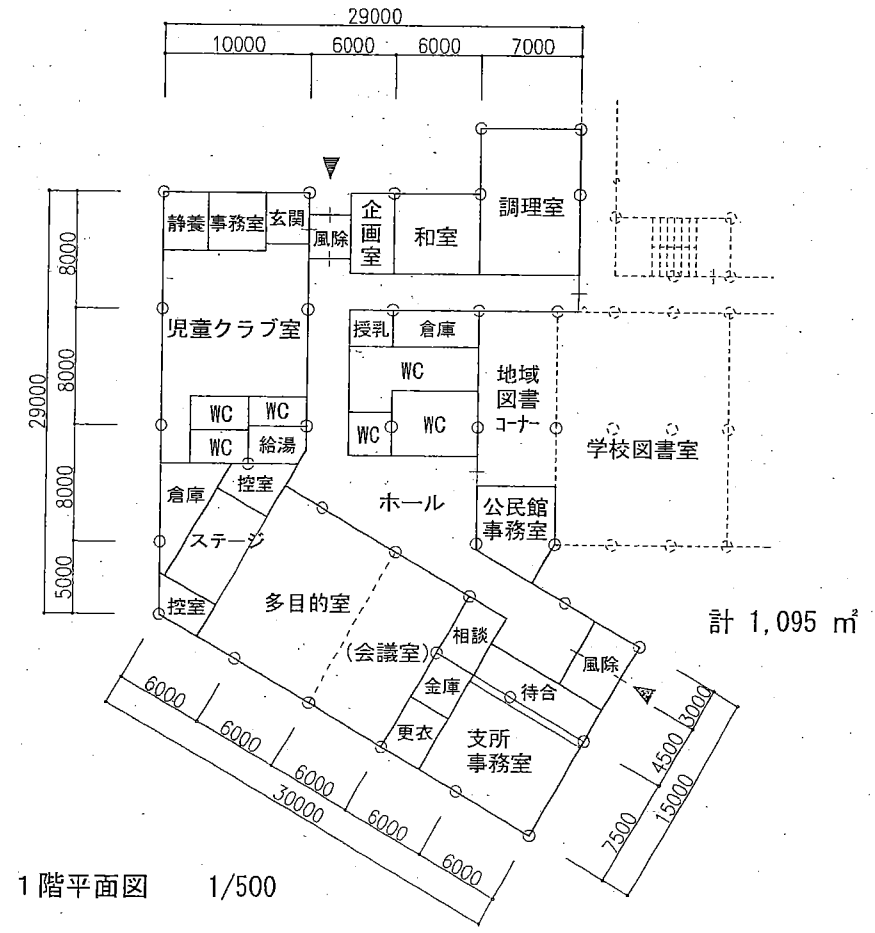
A案 1階平面図 1/500



B案 1階平面図 1/500



B案 2階平面図 1/500



C案 1階平面図 1/500